

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

1 概要

国が進める「地方公共団体情報システム標準化」の取組の一環として、本市においても、これまでの税務システムを更新し、法務局の登記情報と連携※する新たな運用を開始しました。本運用に伴い、法務局の登記情報と本市の保有する約 300 万件の家屋課税情報（固定資産税・都市計画税）を全件照合した結果、家屋の建替えに伴う課税変更の処理漏れや入力誤りによる課税誤り（過大徴収）が6件あることが判明しました。

対象となる納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

※登記課税情報連携…法務局の登記情報を市の課税情報へ自動的に反映する仕組み

2 課税誤りによる影響

対象件数 6 件 （最も古いものでは、平成元年から課税誤りが継続）

過大徴収額 合計約 710 万円（1 件あたり約 16 万円～約 413 万円）

3 経過

時期	内容
令和7年1月～ 令和8年7月	・登記課税情報連携の運用開始に向けて、登記情報と本市の家屋課税情報の全件（約 300 万件）照合、疑義分の抽出
令和8年7月下旬 ～9月末	・各区において疑義分の確認開始 ・この結果、計6件の課税誤りが判明、対象の方へ速やかに説明及び謝罪をするとともに、還付方法等について案内

4 発生原因

建替え等に伴い課税対象の家屋に変更が生じた場合は、建築確認情報や登記簿等に基づき、現地の確認を行った上で、課税情報の修正入力の処理を行い、登記簿や入力結果のリストとの確認を行います。

本事案は、電算入力及び入力後の確認作業において、担当者及び確認者によるチェックが十分に機能せず、処理漏れや入力誤りを発見できなかったことが原因です。

5 対象納税者の方への対応

対象となる納税者の皆様に経緯を説明し、お詫び申し上げるとともに、地方税法等の規定に基づき、速やかに還付手続きを進めています。

6 再発防止策

家屋の滅失等に伴う事務処理の処理手順や入力方法及びその確認方法を改めて整理し、職員への周知を徹底します。また、処理結果と登記情報等との照合を複数の職員で確認する仕組みを改めて徹底し、誤入力や処理漏れの防止を図ります。

なお、今後は登記課税情報連携を活用し、法務局の登記情報を市の課税情報へ自動的に反映することで、処理漏れ等の発生抑止に取り組みます。

お問合せ先

固定資産税課長 佐藤 Tel 045-671-2190